

# 名古屋議定書に係る国内措置のあり方 検討会報告書について

平成26年4月2日  
自然環境計画課 生物多様性施策推進室

## 背景

### 生物多様性条約

生物の多様性の保全  
生物多様性の構成要素の持続可能な利用  
遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分



平成22年10月 愛知県名古屋市で開催された  
生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択

### 名古屋議定書

「遺伝資源の取得の機会及び(Access)その利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(Benefit-Sharing)に関する名古屋議定書」(以下、「議定書」)  
ABS: Access and Benefit-Sharing

#### ➤ 愛知目標

『目標16: 2015年までにABSに関する名古屋議定書が国内法制度に従って施行され、運用される。』

#### ➤ 生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定)

『可能な限り早期の締結と着実な国内での実施を目指す。』

# ABSと名古屋議定書の概要

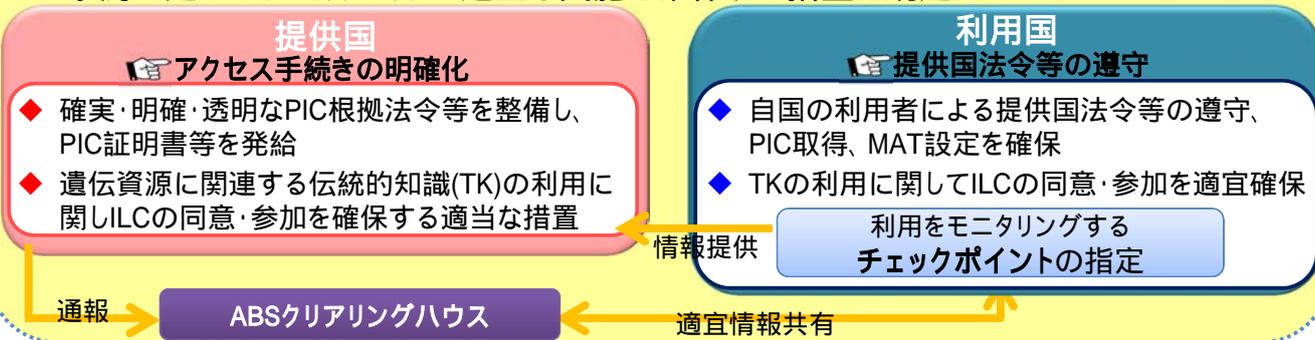
## 生物多様性条約

- 3番目の目的として遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分を規定
  - ABSに関する基本的なルールを設定
- 利用者(主に先進国企業)は提供国(主に途上国)の「事前の情報に基づく同意(PIC)」を取得し、提供者と「相互に合意する条件(MAT)」を設定した上で、遺伝資源を利用  
その商業的利用から生じた利益や研究成果を、MATに基づいて提供国に配分  
遺伝資源を育む生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献



## 名古屋議定書

- 条約で定められたルールの適正な実施を確保する措置を規定



3

# 名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会

議定書の早期締結を目指し、日本にふさわしい国内措置のあり方について検討するため、環境省が平成24年9月に、産業界、学術研究分野及びNGO等の有識者から構成される「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」(座長:磯崎 博司 上智大学大学院教授) (以下、「検討会」)を設置。

(14名:五十音順、敬称略)

- |                  |                                       |
|------------------|---------------------------------------|
| 浅間 宏志            | 日本漢方生薬製剤協会 生薬委員長                      |
| 足立 直樹            | (株)レスポンスアビリティ 代表取締役                   |
| <b>【座長】磯崎 博司</b> | <b>上智大学大学院 地球環境学研究所 教授</b>            |
| 小幡 裕一            | (独)理化学研究所 ハイオリソセンター長                  |
| 北村 喜宣            | 上智大学 法科大学院 教授                         |
| 小原 雄治            | (共)情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所 特任教授          |
| (鈴木 睦昭)          | (共)情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所知的財産室長(24年度委員) |
| 鈴木健一朗            | (独)製品評価技術基盤機構 ハイオテクノロジーセンター 上席参事官     |
| 炭田 精造            | (一財)バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所 技術顧問       |
| 寺田 雅一            | (株)タキイ種苗 総務部 法務課長                     |
| 西澤 義則            | (株)花王生物科学研究所 シニアパートナー                 |
| 二村 聡             | (株)コムラ・ジェネティック・ソリューションズ 代表取締役         |
| 藤井 光夫            | 日本製薬工業協会 知的財産部長                       |
| 丸山 純一            | (一財)食品産業センター 技術環境部次長                  |
| 吉田 正人            | 筑波大学大学院 人間総合科学研究科 教授(NACS-J専務理事)      |

(オブザーバー) 名古屋議定書に係る国内調整等作業部会 関係省庁等

## 検討会の進め方

- 環境省が主要な論点を設定。
  - 他の議定書締約国の遺伝資源の取得の機会及び利益の配分に関する国内法令等の遵守に関する事項
  - 遺伝資源の利用の監視 (monitoring) に関する事項
  - 日本国内の遺伝資源の取得の機会の提供に関する事項
  - 普及啓発に関する事項
- 議定書の概要、各国の状況等に関して事務局から委員への情報提供及び外部有識者からの報告を交えながら、設定した論点に基づいて議論を進行。
- 国内措置の態様(立法・行政・政策上の措置のいずれか、もしくはそれらの組み合わせとするか等)そのものは予断しない。

### 【開催状況】

平成24年9月～平成25年9月	論点の整理及び状況の把握(第1～12回)
平成25年10月～12月	報告書素案の検討(第13～15回)
平成25年12月～平成26年1月	パブリックコメント及び地方説明会(全国7箇所)等の実施
平成26年3月	パブリックコメントの実施結果確認、報告書作成(第16回)
平成26年3月20日	報告書を公表

5

## 検討会報告書について

- 報告書(本体) <三章構成>
  - 第 章:名古屋議定書について
  - 第 章:名古屋議定書の主要規定
  - 第 章:名古屋議定書に対応する国内措置のあり方に係る意見のまとめ  
(検討会委員の意見を取りまとめた章)
- 全体構成  
別紙1(論点整理表)、別紙2(委員意見書)、参考資料1～7(議定書本文(日・英)、アンケート結果、パブリックコメント実施結果等)
- 環境省も含め、関係省庁の意見は含まれていない。

(検討会報告書URL)

名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会報告書  
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17917>

6

### 1 遵守に関する国内措置

#### ◆ 基本的な考え方

##### 遺伝資源等の適正な利用の促進に貢献

利用者が安心して遺伝資源を利用でき、利用の促進に貢献する措置とすべき。

##### 国内関係者から支持及び国際社会への説明責任

日本の利用者が諸外国との競争上不利な立場に置かれる等学術研究活動や産業活動を妨げることのない、遺伝資源の利用を促進するための措置とすべき。

##### 明確、簡素、かつ实际的

すべての利用者に対応できる明確、簡素かつ实际的な措置とすべき。

##### 遺伝資源の国際的な流通への配慮

日本と主要先進国等の利用者間での遺伝資源の流通が今後も円滑に行われるような措置とすべき。

##### 普及啓発と支援措置の重要性

遵守措置を実施する前提として普及啓発が必要。また利用者が円滑に議定書を実施できるように、支援措置を遵守措置と併せて実施することが必要。

7

#### ◆ 適用の範囲

##### 対象国

PIC発給及びMAT設定に関する制度をABS-CHを通じて公開している締約国。

##### 対象物

- ・遡及適用はしない。
- ・派生物のうち遺伝の機能的な単位を有するものは対象となり得る。
- ・ヒト遺伝資源、コモディティ(一般に市場に流通している商品)、カルチャーコレクションの所有する分類に用いる基準株、ABSに関する他の専門的文書(食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGR))の対象種等は原則として除外。

##### その他

- ・感染症の発生等の緊急事態、非商業目的の学術研究利用等において手続きを簡便化する等の配慮。
- ・MATの内容に関する遵守への不関与。

#### ◆ チェックポイントについて

- ・全ての遺伝資源の利用を直接監視することは实际的ではない。
- ・監視(monitoring)については、学術研究は論文発表における遺伝資源の出所情報等の重要性についての普及啓発が重要であり、商業的利用では製品化の時点に着目。
- ・産業振興や研究開発を阻害しない観点から、製品の審査等と関連させない。

8

## 報告書第 章の概要

### ◆ 不履行(non-compliance)の状況への効果的な対処

#### 遵守措置の不履行

- ・ 適当で効果的な、かつ、均衡のとれた措置。
- ・ 過失については是正する機会を設けるべき。

#### チェックポイントからの情報要求への不履行

- ・ 適正な利用を行う者に悪影響を与えないようにする一方で、不適切に利用する者を不当に利することのないようバランスをとるべき。
- ・ 不適切な利用を防止するための普及啓発を十分に行う必要。

### 2 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について

迅速な研究開発へ影響することも懸念されるため、現時点では措置する必要はないが、情勢の変化等から将来的に必要な場合に備えて、検討は継続する必要。

### 3 普及啓発及び利用者支援

#### 普及啓発

- ・ 生物多様性条約に基づくABSは現在も対応する必要。
- ・ 特に中小企業や零細企業の多い業界を優先してABSに関する理解を広める必要。

#### 利用者支援

- ・ ABSに関する相談窓口の整備。
- ・ 生物遺伝資源機関における遺伝資源の保存、提供、情報管理への支援等。

9

## 報告書第 章の概要

### 4 国内措置に関係するその他の事項

#### 利用者が自らとるべき事項

- ・ 遺伝資源を譲り受ける場合のPIC・MATの確認、提供国ABS法令等の確認、MAT設定に関する留意等。

#### その他

- ・ EU等の先進国の事例を参考に、国際的な相場感を把握しつつ、日本が不利にならないように配慮するべき。

### 5 国内措置の検討の今後の進め方

- ・ 本報告を踏まえて、学术界、産業界及びNGOを含めたオールジャパンの体制の下で、関係省庁が一丸となり議定書の締結に必要な国内措置の検討を進めるべき。
- ・ また、それらの主体の積極的な参画により、議定書の目的を達成するとともに、わが国の利用者がより円滑に遺伝資源等を取得・利用できることになり、学術研究活動や産業活動が一層活発に行われ、国益に資するような国内措置とするための議論を進めることが必要。



本報告書を参考に、関係省庁及び関係者と具体的な国内措置の検討を進める考え。

10

# 名古屋議定書の発効要件

- ✓ 議定書は50カ国の締結後、90日後に発効。
- ✓ 本年7月7日までに50カ国が締結した場合には、10月に韓国・平昌(ピョンチャン)で開催される生物多様性条約第12回締約国会議(COP12)と併せて、名古屋議定書第1回締約国会議(MOP1)が開催される。
- ✓ 今後のEU等諸外国の動向も注視していく必要がある。

## 締約国 計29ヶ国 (平成26年3月28日現在)

ガボン、ヨルダン、ルワンダ、セイシェル、メキシコ、ラオス、インド、フィジー、エチオピア、パナマ、モーリシャス、南アフリカ、アルバニア、ミクロネシア、ボツワナ、シリア、モンゴル、コモロ、ホンジュラス、タジキスタン、コートジボアール、ギニアビサウ、インドネシア、ブータン、ノルウェー、エジプト、ミャンマー、ブルキナファソ、ベナン 締結順

## 関連スケジュール

